

検証のための課題抽出
ワークシート

第3回自治推進委員会 資料
平成22年10月22日 (金)

★検証の視点…自治基本条例の理念、基本原則は守られているか？

※各委員0～2点で付けた点数を平均したもの

市民		議会		市民		議会		
項目	内容	0	1	2	3	4	5	
5	1	0	7	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】一部の市民の活動に限られている。 ・【運用】自治の主体を自覚していない。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・根気強く市民への情報提供に努める。 → ・コミュニティの集会ごと10分間の研修、告知を要する。 	
5	2	0	5	1	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・【維持】市政参画することに関心がない、またどのように参画すればよいか方法が分からない。 ・【運用】一部の市民の活動に限られている。 ・【運用】発言言いばなしが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・根気強く市民への情報提供に努める。 → ・建設的に回答すれば改善される。 ・【改正】市民の立場からの表現に条文を改める。
5	3	0	7	2	2	6	<ul style="list-style-type: none"> ・【維持】行政サービスに伴う負担を皆でわかちあうとは、どんなことがあるか ・【運用】一部の市民の活動に限られている。 ・【改正】負担をしなければいけない理由を分かりやすく明記する事が大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・市民全体で、具体的に行えることを考える。 → ・根気強く市民への情報提供に努める。 → ・広報など市民が雑音に目にするところで1ページを使うくらいに分かりやすいように掲載する。 ・【運用】市民の意識改革のための具体的な手法がいる。
議会の役割								
6	1	0	9	4	5	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】市民生活の様々な課題について審議し、処理した内容をわかりやすく公表できているか。 ・【運用】広報だけが頼りの報告になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・個人集会の開催などの討論が必要である。 	

(資料4)

6	2	市民の意思がいかされ、市政運営が正しく行なわれているかを監視する。 《資料4》	0-7	1	4	4	・【改正】監視する議員の方々に信頼がもたない。 ・【運用】市民は監視能力が少ない。	→ ・弁護士や学識経験者の方々数名に入っただき、市政を監視する。 → ・行政での一般指導が必要である。 ・【運用】ケーブルテレビ等で市長の市政報告などを定期的にする。		
議会の責任										
7	1	会議の公開など開かれた議会運営に努める。 《資料4》	1-11		1	8	・【維持】原案どおり可決が多い。	→ ・議会は職業化しているが勉強不足が目にあまる。		
7	2	議会の権限や責任など基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするように努める。 《資料4》	0-8		3		・【運用】抽象的な文章ばかりで具体性がない。	→ ・市民が肌で感じるように努めるべきである。		
議員の責任										
8	1	議会活動の情報や市政の状況などを市民に説明するよう努める。 《資料4》	0-7		4	6	・【運用】ほとんどの議員が市政報告を行っていない。議員としての義務が果たしていない。 ・【運用】努めていない。	→ ・市政報告等を行う義務を課する必要がある。議会での質問回数について年間の集計などを公開する。 → ・HP開設者数名いるが、他は職業化している。		
8	2	市政に関する調査権や議案の提出権などを積極的に活用するよう努める。 《資料4》	0-56		4	6	・【??】各議員から調査権の行使など聞いたことがない。	→ ・条例などの勉強不足が目立つ。	・この条例ができて以降、調査権、提出権がどの程度積極的に活用されたのか。(条例制定前と比べて)	
市長(市長や他の執行機関(職員))										
市長の責任										
9	1	市の代表者として市政の基本方針を毎年明らかにし、公正で適決する誠実な職務を行なう。	1-1		2	8				
9	2	市民の意向を正しく判断し、市政の課題に対処したまちづくりを進める。 《資料5》	1		4	6	・【運用】正しく判断したかどうかの検証が甘い。	→ ・判断対処した事案は、市民に分かりやすく開示する。	・タウンミーティングは平成21年度、22年度は実施していないのか。	

9	3	職員の能力を評価して適正に配置し、人材の育成を図る。	0.89	6	4	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】適正に配置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・現場要求だけでなく第三者にて検証すること。 ・【運用】職員の方々からもアンケートなどで、誰が人材的（人間的）に素晴らしいかも聞いてみるひつようがあるのではないかな。 ・【運用】職員課は職員との対話を多くして情報をキャッチすることに努める必要がある。 	
他の執行機関の責任								
10		市長と同様の責務を負って、市長や他の執行機関と協力して市政運営にあたる。	0.8	5	6	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】机上論ばかりの保身で意欲がない。 ・【運用】活動の内容が目に見えてこない。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・各部署は全体を見聞して全員責任を啓発すべき。 ・【運用】線としての組織体の意識が必要である。 	
職員の責任								
11	1	市民の立場にたって、公正、誠実で効率的な職務を行なう。	0.9	1	4	5	<ul style="list-style-type: none"> ・【??】ひまわりボックスの内容を見てびっくりした。 ・【運用】職務専念意識が少ない職員がいる。 ・【維持】各職場よく改善されている。維持継続すること。 ・【運用】資料を見ると、一部の職員の人に限られることと思うが、「誠実さ」に欠ける人もいらっしゃるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・民間会社などでの研修が必要か。 → ・職員の意識改革が必要である。
11	2	職務にあたっては、法律や条例、規則などを守る。	0.9	1	5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】自分の職務だけでなく、一般知識がかけている。 ・【運用】職員は自治基本条例をどこまで理解しているのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・それ知らない、あれ知らないが多い。研修不足である。

11	8	必要な知識や能力を身につけ、自己啓発と創意工夫に努める。	0.8	3	<ul style="list-style-type: none"> ・【維持】部署が変わると、その課のことを把握できていない職員がいる。 ・【運用】時代の流れに合った改善や企画面での先見性あまり見られない。 ・【運用】人材育成の点や能力の適正評価の点など具体的な制度を現実に実現できているか。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・その課の部長、課長がしっかり指導する努力をしてほしい。 → ・研修の義務化を促す方向性の何かが必要と思う。 ・【維持】市民の感覚や要望をよく理解できるよう研修する必要がある。自分の置かれた位置を再認識して結果を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の方々の研修実施状況、研修に対する参加率はどうなっているのでしょうか。 			
★自治体独自の取り組みは構築しているか？										
コミュニティ活動と市民公益活動を支援する。										
12		コミュニティ活動の役割を尊重し、適切な施策を講じる。 《資料6-1,2,3,4》	0.8	1	5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】関係各位との対話不足。 ・【運用】自治会の加入率が下がっているのはなぜか。 ・【運用】少しずつ改善の方向性が見られる。 ・【維持】コミュニティごとに差はあるが、思っていた以上に活動は活発だった。 ・【運用】コミュニティ間の温度差（まちづくり計画があるところないところなど）を今後どのように埋めていくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・きれいごとの対応を改善して何が問題かを抽出する。 		
13		市民公益活動を尊重し、活動促進のための施策を講じる。	0.7			3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・【??】行政施策だけでなく、関係者の自立を計る。 ・【運用】活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動ができているか。 ・【運用】公益活動と市政のコラボレートがあまり見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・何が不足しているかを検証して十分に指導すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市では廃校となった学校を市民公益活動の場として活用するようですが、「活動促進のための具体的施策」としてどのようなことを考えているのか。市民活動推進センターは、その後どうなりましたか。
市民との情報共有に努める。										
14		市政情報を積極的に公開する。 《資料7》	1.3				0	<ul style="list-style-type: none"> ・【維持】市民自ら情報を得ようとする方法はたくさんあると思った。 ・【維持】広報丸亀だけでなく、各担当者への助言をする。何を公開するかの順位を定めて理解させる。 		

15		個人情報を保護するとともに、個人情報の開示請求に適切に対応する。 《資料7》	1.2	2	8	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】あまりにも保護を盾にしすぎていると思う。 ・【維持】画一性を重んじて、個々への対応ができていない。 		
市民参画を進める。								
16	1	様々な制度や施策により市民参画の機会を保障する。	0	4	5	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】市民参画の方法を周知徹底する必要がある。 ・【??】決められた手続きをこなすだけになっていないか。 ・【運用】市民が広く参画できているかどうか。市民がその運営に一定のチェックはできているか。 	<ul style="list-style-type: none"> → 広報など皆が目にするところに換える。 → 参画した市民は何を得たかをアンケート検証する。 	
16	2	参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮する。	0	9	4	6		
17		市民生活に重大な影響を及ぼすような計画策定や条例の制定などの際は市民に意見を求める。 《資料1-1-2》	0	9	4	6	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】パブリックコメントは随時、必要に応じ行っているが、全体的に提出者が少ない。 	
18	1	審議会など委員選任の際は、原則として公募委員を募る。 《資料3-1-2》	1.2	1	1	7	<ul style="list-style-type: none"> ・【??】指定した学識経験者が多すぎ、意見がない。 ・【改正】「原則として公募委員を募る。」と書いてある割りに、資料3-1によれば48の審議会のうち、14の審議会にしか公募委員がない、というのはどうかと思う。 ・【運用】公募委員数に満たない審議会があるのはなぜだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> → 手を挙げた公募者を増員するべき。 → 実情に合わせるなら、「原則として」よりは「法令に定め(制限)がない限り原則として」のほうが相応しいのではないか。関係法令上、公募が難しいという現状もあると思うので。 ・【運用】審議会委員として選任かどうかの選定条文がある。

18	2	審議会など会議や議事録は、原則として公開する。	1.3	1	3	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】市民は知らされていない。HPだけでは解決にならない。 ・【維持】傍聴人数が少ないのは、「傍聴できる」ことを知らない、あるいは、いつ、どこで、どのような会議が開かれているか」知りえないということも一因ではないか。 	→ ・広報丸亀にも掲載する。	
19		市政に関する重要事項について住民投票を実施することができる。	0.9	1	2	6		
20		協働のまちづくりを進める。 《資料8-1-2》	0.9	1	6	4	<ul style="list-style-type: none"> ・【維持】まちづくりを推進する人の願ふれが同じ。 ・【改正】かけ声だけになっているのではないか。 ・【運用】一般市民には、協働についての機会が少ないと思う。 ・【運用】提案公募型協働事業という試みはとても良いと思うが、資料8からその試みがある後の市にどのようなプラス効果をもたらすか見えない。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・人材の掘り起こしをして広く意見を求める。 ・【維持】提案公募型協働事業へ行政が積極的に市民に関わる必要がある。
21		市民参画や協働を円滑に進め、市民自治の進展を図るために自治推進委員会を設ける。 《資料11》	1.2	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】自治推進委員の資質向上が求められる。 ・【維持】設置すれば終わりになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・研修などが必要。 → ・活動方針を徹底させ、結果を検証する。 	
★ 市政運営において条例の規定を守られているか								
22		行政処分に際する手続きを定めて、市民の利益や権利を保障する。	1.1	2	8			
23		政策立案、実施及び評価の過程においてその内容を説明し、市民意見に対しては速やかに回答・公表する。 《資料12》	0.9	1	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】市民が何を訴えようとしているのか要点を捉え ・【運用】市民の方の意見に対して速やかに回答していただいても、納得できないケースが多いように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・回答は中間報告でも良いので速やかにすべき。 ・【運用】ひまわり通信の回答は質問した個人だけにしているのであれば、それを市民全体でも共有するようにしたほうがよいのではないか。

24	総合計画を策定し、進行管理し、必要に応じて見直しを図る。 《資料13》	1.3	2	3			・計画の手続きについては特に問題があるとは思わないが、見直しの結果はどのように報告され、次年度に反映されるのかは資料から読み取れなかった。
25	市民にわかりやすく効率的に市の組織を縮減し、常に見直しするよう努める。 《資料14》	0.7	1	4	5	・【維持】どのような組織体制が市民にとって有益で機能的に素早い対応がとれるかとか確認できているのか。 ・【運用】職員数削減が、財政上必要不可欠とはいえ、それによりサービスの質の低下が起きていないか。 ・【運用】常に見直しをして毎年度変わる方がよいのか。 ・【運用】見直しされた行政組織について市民に伝達できているか。	・資料14により、組織が縮えず見直されていることは分かった。それによってどう効率的になったのか、果たして質の低下が起きていないかについての検証作業をしているのか。
26	健全な財政運営に努め、年2回以上財政状況を公表する。 《資料9》	1	2	3		・【維持】財政力指数は平成17年度以降、改善がみられるので、このまま努力を続けてほしい。ただ、この数の見方をどれほどの市民が知っているのか疑問。	→「わかるように公表する」ことをお願いしたい。
27	出資法人に健全運営のための指導や助言を行う。 《資料10》	0.9	1	4	5	・【運用】出資法人の運営内容について市民は知らない。 ・【運用】21年度の監査は、正しく行われているのか。 ・【維持】外部監査の効果が現れている。(協社事業団)	→・事業計画、実績報告など広報にて公開する。 ・資料10では休協とミモカの監査しか分からなかったが、他の出資法人に対する監査はどのようなになっているのか。「何年に一回必ず監査を受けること」などの決まりはあるのですか。
28	行政評価を行い施策を見直すとともに、実施に当たっては市民参画に努め、結果を公表する。 《資料15》	1	2	3		・【維持】方向性としては良いと思う。ただ、HPをみたが、分析結果がやや見にくいように感じる。	

29	公平・公正で効率的な行政運営のために外部監査人による監査を実施する。 《資料17》	1	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】外部監査人を雇用しても、行政の方で出来上がったものがあるように思える。 ・【運用】結果報告はすべて適切であったが、監査人は仕事をしているのだろうか。 ・【維持】21年度の監査は、正しく行われているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・外部監査人の意見を必ず尊重していただくように努めてもらいたい。 → ・具体的に文書化するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年に「包括外部監査条例」は廃止されているが、現在は個別外部監査のみということか。それとも新しい条例で包括外部監査もカバーされているのか。
30	国や県と適切な役割分担により、自立した地方自治の確立に努める。	1	1	9			
31	他の地方公共団体などと連携・協力し、広域的な課題解決に努める。 《資料2》	1	1	9			<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野で広域的な連携が行われていることは資料2から分かったものの、それぞれがどのような成果を挙げているのか見えなかったので、判断が難しい。
★ その他							
32	市政に関する最高規範であることを踏まえ、この条例の理念に則り市政運営や制度整備し、条例や規則等の体系化を図る。 《資料16》	1.1	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・【運用】市民への周知がない。 ・【運用】「最高規範である」ということへの理解がどこまで進んでいるのだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> → ・集会ごとに告知して意識改革を図る。 → ・最高規範ならば、他の条例等とは別格の扱いとし、広報により一層努める必要があると思う。 	
33	施行後5年を超えない期間ごとに、条例の理念に適合しているか検討、見直しをする。	1.4	1	8	<ul style="list-style-type: none"> ・【改正】条例見直しの表記の変更が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【改正】危機管理に関わる条文を付加すること。 	